

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八千円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万八千円」を「十一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	199,500	328,200
	2	201,200	330,400
	3	202,900	332,700
	4	204,600	334,800
	5	206,400	337,100
	6	208,100	339,300
	7	209,800	341,600
	8	211,400	343,900
	9	213,200	345,800
	10	215,100	347,900
	11	217,000	350,100
	12	218,900	352,200
	13	220,600	354,300
	14	222,600	356,300
	15	224,600	358,300
	16	226,600	360,300
	17	228,500	362,100
	18	231,200	364,000
	19	233,900	366,000
	20	236,600	368,000
	21	239,200	369,700
	22	242,000	371,600
	23	244,600	373,500
	24	247,300	375,400
	25	249,800	376,800
	26	252,300	378,600
	27	254,800	380,400
	28	257,100	382,300
	29	259,800	384,200
	30	262,200	386,100
	31	264,400	388,000
	32	266,600	390,000
	33	268,800	391,700
	34	271,000	393,400
	35	273,200	395,000
	36	275,200	396,800
	37	277,500	398,000
	38	279,500	399,500
	39	281,400	400,900
	40	283,400	402,300
	41	285,200	404,000
	42	287,600	405,400
	43	289,900	406,700
	44	292,400	408,200
	45	294,500	409,800
	46	297,000	411,100
	47	299,300	412,600
	48	302,000	414,200
	49	304,400	415,900
	50	306,800	417,300

	51	309,300	418,900
	52	311,600	420,400
	53	313,900	422,100
	54	316,100	423,600
	55	318,200	425,200
	56	320,400	426,800
	57	322,600	428,300
	58	324,700	429,800
	59	326,900	431,000
	60	328,900	432,200
	61	331,000	433,400
	62	333,100	434,700
	63	335,300	436,000
	64	337,500	437,200
	65	339,400	438,400
	66	341,600	439,600
	67	343,700	440,800
	68	345,900	442,000
	69	347,800	443,200
	70	349,700	444,400
	71	351,800	445,600
	72	353,800	446,800
再任用職員以外の職員	73	355,500	447,900
	74	357,400	448,500
	75	359,200	449,000
	76	361,100	449,500
	77	363,000	450,000
	78	364,700	
	79	366,400	
	80	368,000	
	81	369,500	
	82	371,000	
	83	372,500	
	84	373,900	
	85	375,000	
	86	376,400	
	87	377,800	
	88	379,100	
	89	380,400	
	90	381,700	
	91	382,900	
	92	384,200	
	93	385,500	
	94	386,600	
	95	387,900	
	96	389,100	
	97	390,500	
	98	391,500	
	99	392,600	
	100	393,600	
	101	394,500	
	102	395,500	
	103	396,600	
	104	397,700	
	105	398,400	

	106	399,300	
	107	400,200	
	108	401,100	
	109	401,900	
	110	402,800	
	111	403,600	
	112	404,400	
	113	405,000	
	114	405,700	
	115	406,400	
	116	407,100	
	117	407,700	
	118	408,200	
	119	408,600	
	120	409,000	
	121	409,400	
	122	409,700	
	123	410,000	
	124	410,200	
	125	410,400	
	126	410,700	
	127	411,000	
	128	411,200	
	129	411,400	
	130	411,700	
	131	412,000	
	132	412,200	
	133	412,400	
	134	412,700	
	135	413,000	
	136	413,200	
	137	413,400	
	138	413,700	
	139	414,000	
	140	414,200	
	141	414,400	
	142	414,700	
	143	415,000	
	144	415,200	
	145	415,400	
再 任 用 職 員		273,500	330,300

再任用職員	—	—	505,400	462,000	447,000	392,000	353,500	335,800	304,700	287,500	281,800	281,600	274,800	273,300	265,100	248,000	—	—	—
-------	---	---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	---	---

- 備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の□欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- この表の陸将補、海将補及び空将補の□欄に定める額の俸給を支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の□欄又は□欄に定める額の俸給を支給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「において」の下に「、一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし」を加える。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の法(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の内替え)

第二条 平成二十八年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、新法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この

項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えて適用す

る平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法第十一条第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、平成二十八年一般職給与改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。